



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*86 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)

\*87 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)

### ○ 告示

1602 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)

\*1603 公衆浴場入浴料金の指定 (食品・生活衛生課)

1604 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)

1605 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)

1606 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 ( " )

1607 " ( " )

1608 平成20年度地下水調査業務(企業立地)委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (企業立地課)

1609 みなべ町営換地計画(瓜谷地区)の認可申請の適否決定等 (農業農村整備課)

1610 肥料取締法による肥料の登録の失効(果樹園芸課)

1611 公聴会の開催 ( " )

1612 保安林の指定 (森林整備課)

1613 " ( " )

1614 " ( " )

1615 " ( " )

1616 昭和46年和歌山県告示第691号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部変更 (砂防課)

1617 昭和47年和歌山県告示第899号(急傾斜地崩壊危険

区域の指定)の一部変更 ( " )

1618 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ( " )

1619 道路の位置の指定 (都市政策課)

1620 南紀白浜空港配光測定装置年次点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (港湾空港振興課)

### ○ 選挙管理委員会告示

\*125 政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

### ○ 公告

入札公告 (企業立地課)

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

" ( " )

開発行爲の工事の完了 ( " )

入札公告 (港湾空港振興課)

## 規 則

### 和歌山県規則第86号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年和歌山県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項右欄を次のように改める。

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則(平成12年和歌山県規則第116号)第8条第2項の規定による巡視及び回収

第2条の表3の項を次のように改める。

3 条例第2条の表10の項(11)に規定する和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるも

和歌山県立自然公園条例施行規則(昭和35年和歌山県規則第32号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの  
(1)規則第11条第1項及び第2項並びに第16条第1項の規定(規則第20条において準用する場合を含む。)による知事に対して

の	行うべき届出の受理 (2) 規則第12条第1項、第13条及び第14条第3項の規定(規則第20条において準用する場合を含む。)による知事に提出すべき申請書の受理
---	------------------------------------------------------------------------------------

第2条の表に次のように加える。

12 条例第2条の表46の項(3)に規定する和歌山県景観条例(平成20年和歌山県条例第21号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	和歌山県景観条例施行規則(平成20年和歌山県規則第81号)第10条の規定による知事に対して行うべき届出の受理
13 条例第2条の表47の項(18)に規定する産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第73号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 規則第16条第4項第1号の規定による土壌基準不適合となるおそれがないことの承認 (2) 規則第16条第4項第4号の規定による周辺への汚染のおそれがないことの承認

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表に12の項及び13の項を加える改正規定(12の項を加える部分に限る。)は平成21年1月1日から、同表に12の項及び13の項を加える改正規定(13の項を加える部分に限る。)は平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第87号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第87条第1項第3号中「並びに集中調達物品の調達」を「、集中調達物品の調達並びに役務の提供等の委託、請負及び賃貸借」に改める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1602号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年12月16日指定した。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	Sweet プチ 1月号	15487-01	笠倉出版社

コミック	恋愛チェリーピンク 1月号	17744-1	秋田書店
コミック	Young Love Comic アヤ 1月号	18815-01	宙出版
コミック	恋愛天国パラダイス 1月号	09675-1	竹書房
月刊誌	裏モノ JAPAN 1月号	01805-1	鉄人社
雑 誌	BLACK BOX vol.27	08842-01	メディア・クライス
月刊誌	特冊新鮮組DX 1月号	06681-1	竹書房
月刊誌	決定版! XX 1月号	13319-1	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 1月号	02091-1	ぶんか社
月刊誌	月刊エンタメ 1月号	02053-01	徳間書店
月刊誌	ENJOY MAX 1月号	01901-01	笠倉出版社
月刊誌	ブレイクマックス 1月号	18011-01	コアマガジン
月刊誌	ブブカ 1月号	17885-01	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 1月号	15279-01	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 1月号	05267-1	竹書房
月刊誌	実話ナックルズ 1月号	04877-1	ミリオン出版
雑 誌	アングラッシュ!	63426-41	晋遊舎
雑 誌	お宝ガールズ 1月号	02257-01	コアマガジン
雑 誌	漫画実話ナックルズ 増刊vol.10	18422-1	ミリオン出版
雑 誌	ZENKAIエンタメ! vol.3	14004-01	ベストセラーズ

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

		歳未満)	
料 金	420円	140円	80円

備考 公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）第1条の2に規定するその他の公衆浴場については、この統制額を適用しない。

和歌山県告示第1603号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成21年2月1日から施行する。

平成18年和歌山県告示第298号（公衆浴場入浴料金の指定）は、平成21年1月31日限り廃止する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

区 分	大人 (12歳以上)	中人 (6歳以上12歳未満)	小人 (6歳未満)
-----	---------------	-------------------	--------------

和歌山県告示第1604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
有限会社春日苑	大阪府和泉市和気町二丁目3番7号	グループホームえんがわ	岩出市畑毛108-2	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 20.11.21

和歌山県告示第1605号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年月日
3012000083	かいてきケアステーション	御坊市塩屋町北塩屋14-00-6	行動援護	中紀河南タクシー株式会社	御坊市塩屋町北塩屋14-00-6	平成 20.10.1

和歌山県告示第1606号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3011400227	訪問介護サービス・こころ	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	海南市下津町塩津580番地	海南市下津町方2151番地	平成 20.4.11
3012300236	訪問介護サービス 有限会社千寿	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	事業所の所在地	新宮市丸山2-8	新宮市五新4-6	平成 20.11.16
3011500067	ヘルパーステーションたんぼぼ	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	事業所の所在地	有田市新堂234-4 マンション デューク1階1-1号室	海草郡紀美野町下佐々133-8-2 メゾンアクア102号室	平成 20.11.22

和歌山県告示第1607号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100257	ケアランド和歌山児童デイサービスこうさぎ	児童デイサービス	事業所の所在地	和歌山市黒田279-4	和歌山市杉ノ馬場4-1-1	平成20.11.25

和歌山県告示第1608号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度地下水調査業務（企業立地）委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成20年度地下水調査業務（企業立地）

(2) 契約期間

契約日から平成21年3月30日（月）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年12月26日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村民税に未納がない者であること。

(5) 地下水調査の実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（又は決算書）（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、

個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税

(エ) 法人市町村民税（営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月26日（金）から平成21年1月13日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年1月13日（火）までの間に和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月26日（金）から平成21年1月13日（火）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2753（直通）

ファクシミリ番号 073-422-1933

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年1月15日（木）までに通知する。

- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
  - (2) (1)の説明は、平成21年1月20日（火）までに書面により求めるものとする。
  - (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
  - (4) 説明については、平成21年1月23日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
  - (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1609号

みなべ町営換地計画（瓜谷地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準

用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年1月5日から平成21年2月2日まで
- 3 縦覧場所 みなべ町産業課

和歌山県告示第1610号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第746号	魚かす粉末	6.5魚かす粉末	窒素全量6.5 りん酸全量6.0	該当なし	吉岡義雄 和歌山県紀の川市桃山町調月213番地	平成20.8.17

和歌山県告示第1611号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成21年1月20日（火）午後2時から
- 2 場所 和歌山県自治会館 306号室  
和歌山市茶屋ノ丁2-1
- 3 案件 和歌山県イノシシ保護管理計画について
  - (1) 区域  
和歌山県全域
  - (2) 計画期間  
平成21年4月1日から3年間
- 4 公聴会の問い合わせ先  
和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室（TEL 073-441-2906）

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1613号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1612号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字上津木字坂本河557の1（次の図に示す部分に限る。）

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町蔵土字蔵土郷631の2、640の2、640の3、671の1、672、673、675、679から681まで、684、697から700まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1614号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字クルマミ谷西平ラ1144、1145の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1615号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字大野字峯山3620の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1616号

昭和46年和歌山県告示第691号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり変更する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

22 石ヶ坪（2）急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第1617号

昭和47年和歌山県告示第899号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり変更する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

19 石ヶ坪（4）急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第1618号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 岩田地地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号から標柱5号を結ぶ線は国道168号及び国道311号との官民境界、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		本宮町 本宮	坂町	1596番1	
2号	"		"	"	1553番4	
3号	"		"	"	1564番1	
4号	"		"	"	1555番1	
5号	"		"	"	"	

2 石ヶ坪地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号から標柱9号を結ぶ線は市道石ヶ坪線との官民境界、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	新宮市		五新		2165番	
2号	"		新宮	石ヶ坪	2161番2	
3号	"		"	"	2161番1	
4号	"		"	"	2160番1	
5号	"		"	"	2149番	
6号	"		"	"	2189番	
7号	"		"	"	2189番	
8号	"		"	"	2175番1	
9号	"		五新		1972番	

3 大沼2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱3号と標柱7号を結んだ線、標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱6号を結んだ線及び標柱3号から標柱6号までを順次結んだ線に囲まれた区域を昭和56年和歌山県告示第795号で指定した大沼2地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
7号	東牟婁郡	北山村	大沼	里峰	570番5	
8号	"	"	"	"	570番1	
9号	"	"	"	六水	444番	

和歌山県告示第1619号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3031	御坊市島字崎畑848番地1内一部	御坊市島555番地3 有限会社近畿紀の国建産 代表取締役 坂本雅信	平成 20.12.15	6.00	40.22

和歌山県告示第1620号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、南紀白浜空港配光測定装置年次点検業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

南紀白浜空港配光測定装置年次点検業務

(2) 契約期間

平成21年2月12日（木）から平成21年3月25日（水）まで

(3) 業務委託期間

平成21年2月13日（金）から平成21年3月25日（水）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年12月26日（金）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 平成5年4月1日以降に元請として、航空灯火配光測定装置（配光測定装置、高圧水洗浄装置、簡易式漏洩検査装置、灯体洗浄装置等）の点検業務の受託実績（実施中のものは、除く。）を有する者であること。

(7) 別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

- (イ) 和歌山県が課する県税全税目  
(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 配置予定者名簿

サ 業務受託実績表

シ 組織概要書（現場組織図及び緊急連絡体制表）

(2) (1) のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成20年12月26日（金）時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ及びクからシまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月26日（金）から平成21年1月16日（金）までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年1月16日（金）までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月26日（金）から平成21年1月16日（金）までの午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は、持参により提出するものとする。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

#### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成21年1月21日（水）までに郵送により送付する。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、平成21年1月30日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成21年2月5日（木）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第125号

政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定により、法第12条第1項、第17条第1項、第14条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）又は第19条の14の規定により和歌山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に提出された報告書、書面及び政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付の請求及びその方法について必要な事項を定める。

(請求)

第2条 法第20条の2第2項の規定による請求は、それぞれ別記第1号様式又は別記第2号様式により書面で行わなければならない。

2 県委員会は、前項に規定する書面に形式上の不備があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求められることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(閲覧の場所)

第3条 収支報告書等の閲覧は、県委員会事務局において、その執務時間中にこれをしなければならない。

(閲覧の方法)

第4条 収支報告書等の閲覧は、県委員会が指定する場所でこれを行い、指定された場所以外にこれを持ち出してはならない。

2 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(写しの交付の方法)

第5条 収支報告書等の写しの交付は、収支報告書等を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。

(写しの交付の期限)



第6条 県委員会は、交付の請求があった日から15日以内に当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、第2条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない

（写しの交付の期限の特例）

第7条 請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にそのすべてについて写しを交付することにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に写しを交付し、残りの収支報告書等については相当の期間内に写しを交付すれば足りる。この場合において、県委員会は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの収支報告書等について写しを交付する期限

附 則

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

2 政治団体の収支報告書等の閲覧に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第15号）は、廃止する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

収支報告書等の閲覧請求書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

( 氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり収支報告書等の閲覧を請求します。

記

1 閲覧年月日 年 月 日

2 閲覧時間 午前 時 分 ~ 午前 時 分  
(後) (後)

3 閲覧する収支報告書等

年	政治団体の名称

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

収支報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

記

1 請求する収支報告書等

年	政治団体の名称	枚数
合 計		

2 求める写しの交付方法       送付を希望する       送付を希望しない

(裏面)

交付手数料

<p>(交付手数料)</p> <p>_____ 円</p>	<p>(県証紙貼付)</p>	<p>(受付印)</p>
-------------------------------	----------------	--------------

交付手数料の計算方法

\_\_\_\_\_ 枚 × 10 円 = \_\_\_\_\_ 円

\*以下の欄は記入しないでください。

<p>備 考</p>	
------------	--

1 請求する収支報告書等

年	政治団体の名称	枚 数
合 計		

(注) この用紙は、別記第 2 号様式の記入欄が足りないときに使用するものとする。

## 公 告

## 入 札 公 告

平成20年度地下水調査業務（企業立地）委託について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度及び役務番号

平成20年度企立第1号

## (2) 調達役務の名称

平成20年度地下水調査業務（企業立地）

## (3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

## (4) 調達役務の場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課が指定する場所

## (5) 契約期間

契約日から平成21年3月30日（月）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1608号に規定する平成20年度地下水調査業務（企業立地）委託に係る入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課

## (2) 期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月15日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、平成21年1月23日（金）午後4時までの間に和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁2階 労働相談室

## イ 入札日時

平成21年1月27日（火）午後2時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入

札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2753

ファクシミリ番号 073-422-1933

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画第一種市街地再開発事業の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	田辺市新庄町字田鶴1681-6内一部、1682-5内一部、1618-3内一部、1681-8、1681-1、1684-3内一部、1684-2、1685-1、1662-17、1662-23、1681-3、1681-9、1680、1679、1671-4、1671-5、1678-1、1678-2、1676-1、1676-2、1677-1、1677-4、1675-2、1673-4、1675-1、1628-3、1628-2内一部、1628-4、1619-1内一部、1627内一部、1629、1619-2、1630内一部、1625、1624内一部、1619-3、1637、1631内一部、1632内一部、1619-4内一部、1628-1内一部
許可を受けた者の住所及び氏名	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 榎本宇内

入 札 公 告

南紀白浜空港配光測定装置年次点検業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成20年度空港委託第15号

(2) 調達役務の名称

南紀白浜空港配光測定装置年次点検業務

(3) 調達役務の仕様等

南紀白浜空港の配光測定装置年次点検業務で、詳細は別に定める仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所

(5) 契約期間

平成21年2月12日（木）から平成21年3月25日（水）まで

(6) 業務委託期間

平成21年2月13日（金）から平成21年3月25日（水）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1620号に規定する南紀白浜空港配光測定装置年次点検業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

(2) 期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月16日（金）までの日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成21年1月16日（金）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成21年1月30日（金）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成21年2月4日（水）までに行う。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

イ 入札日時

平成21年2月10日（火）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成21年2月10日（火）正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。



なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する  
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空  
港管理事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予  
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを  
した者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある  
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決  
定するものとする。この場合において、当該入札者のう  
ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があると  
きは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌  
山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを  
引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が  
ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい  
て、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までと  
する。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合  
において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定  
する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以  
降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称  
及び所在地は、次のとおりとする。
  - ア 名称  
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所
  - イ 所在地  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
郵便番号 649-2211  
電話番号 0739-42-2348(直通)  
ファクシミリ番号 0739-42-3251
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通  
貨は、日本語及び日本国通貨とする。